

北上市告示甲第25号

北上市空き家改修事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第27号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2 この告示における「空き家」とは、居住用途の建築物及びその敷地で、現に居住等の使用がされていないもの（使用されないことが予定されているものを含む。）のうち、使用に際し支障が生じない程度に適切に管理されているものをいう。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める特定空家等に認定されている建築物、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業に供す建築物、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定に基づく措置を受けている建築物、集合住宅、法人が事業用に所有する建築物及びその他の法令に反し築造又は供用された建築物を除く。</u></p>	<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 空き家 居住用途の建築物及びその敷地で、現に居住等の使用がされていないもの（使用されないことが予定されているものを含む。）のうち、使用に際し支障が生じない程度に適切に管理されているものをいう。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める特定空家等に認定されている建築物、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業に供す建築物、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定に基づく措置を受けている建築物、集合住宅、法人が事業用に所有する建築物及びその他の法令に反し築造又は供用された建築物を除く。</u></p>

(補助対象者)

第4 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空き家を購入し、増築、改築(建替えを除く。)又はリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 平成31年4月1日以降の転入又は転入予定者で、第8の規定による補助金の交付申請をする日の属する年度の末日までに補助対象空き家に居住し、以後5年以上、当該空き家に居住する予定の者

(2)・(3) [略]

2 [略]

(補助対象工事)

(2) 若者世代 第8に規定する申請者であって、当該申請者又はその配偶者が、第8の規定により交付申請を行う日(以下「交付申請日」という。)の属する年度の前年度の末日において、満39歳以下であるものをいう。

(3) 移住者 交付申請日において市に転入後4年以内である者又は転入を予定している者をいう。

(4) 子育て世帯 18歳未満の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(交付申請日において胎児である者を含む。))をいう。)を養育し、かつ、当該子と同居する者(当該子が胎児である場合にあっては、当該胎児を養育し、かつ、当該胎児と同居する予定である者)が属する世帯をいう。

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空き家を購入し、増築、改築(建替えを除く。)又はリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 若者世代又は移住者で、交付申請日の属する年度の末日までに補助対象空き家に居住し、以後5年以上、当該空き家に居住する予定の者

(2)・(3) [略]

2 [略]

(補助対象工事)

第5 補助事業の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第9の規定による交付決定を受けた日以降に着手する工事かつ、第8の規定による補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了する工事

(4) [略]

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、100万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

第5 補助事業の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第9の規定による交付決定を受けた日以降に着手する工事かつ、交付申請日の属する年度の末日までに完了する工事

(4) [略]

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、100万円を限度とする。ただし、補助対象者が子育て世帯に属する者である場合は、当該限度額に20万円を加算するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助対象者が北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第41号）による子育て世帯を理由とした加算を受けている場合は、当該加算はしないものとする。

（補助金の交付申請）

第8 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) [略]

(2) 転入前の住所が分かる住民票又は戸籍の附票

(3)～(8) [略]

(補助金の請求)

第13 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、北上市空き家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 補助対象空き家への住所変更後の住民票

(4)～(7) [略]

(事業実施期間)

第18 補助事業の実施期間は、令和2年度から令和4年度までとする。

様式第1号（第8関係）

[略]

年度において、北上市空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、北上市空き家改修事業補助金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違なく、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げます。

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3)～(8) [略]

(補助金の請求)

第13 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、北上市空き家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 補助対象空き家への住所変更後の世帯全員の住民票の写し

(4)～(7) [略]

(事業実施期間)

第18 補助事業の実施期間は、令和2年度から令和7年度までとする。

様式第1号（第8関係）

[略]

年度において、北上市空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、北上市空き家改修事業補助金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違なく、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げます。また、補助金の交付決定等に当たり、私及びその世帯員全員の住民票関連情報を市が関係機関と共有することに同意します。

[略]			
3	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切捨て) ※100万円上限	円
[略]			

様式第4号 (第11関係)

[略]

[略]			
	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切捨て) ※100万円上限	円
[略]			

様式第8号 (第13関係)

[略]

[略]			
2	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切捨て) ※100万円上限	円
[略]			

[略]			
3	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切捨て) ※100万円上限	円
		子育て世帯加算	円
		合計	円
[略]			

様式第4号 (第11関係)

[略]

[略]			
	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切捨て) ※100万円上限	円
		子育て世帯加算	円
		合計	円
[略]			

様式第8号 (第13関係)

[略]

[略]			
2	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切捨て) ※100万円上限	円
		子育て世帯加算	円
		合計	円
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。